新潟県条例第43号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中 条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、 移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

	改	正	後		改	正	前
(設置)				(設置)			

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条 第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる新潟県 立高等学校(以下「高等学校」という。)、別表第 2に掲げる新潟県立中等教育学校(以下「中等教 育学校」という。)及び別表第3に掲げる新潟県立 特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)を 設置する。

2 (略)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条 第1項の規定に基づき、別表第1に掲げる新潟県 立高等学校(以下「高等学校」という。)、別表第 2に掲げる新潟県立中等教育学校(以下「中等教 育学校」という。)、別表第3に掲げる新潟県立特 別支援学校(以下「特別支援学校」という。)並び

に別表第4に掲げる新潟県立幼稚園(以下「幼稚

<u>園」という。)</u>を設置する。

2 (略)

(入園料及び保育料)

第4条 <u>幼稚園の入園料及び保育料(以下「入園料</u>等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

入	園	料		1万1,000円
保	育	料	月額	6,300円

- <u>2</u> 入園料等は、知事が別に定める期限までに納め なければならない。
- 3 月の中途において入園、退園、休園又は転園を したときは、当該月分の保育料を納めなければな らない。
- 4 休園の期間が全月にわたる場合は、その月分の 保育料は、徴収しない。
- <u>5</u> 知事は、次の各号に掲げるときは、入園料等の 全額の納付があつたものとみなすことができる。
 - (1) 入園料等の納付義務者から子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第30条の11第1項 に規定する施設等利用費の額に相当する額の支払があつた場合 (当該支払の額が入園料等の額より低い額である場合に限る。)において、当該納付義務者に対し、市町村から同項の規定による支給があつたとき。
 - (2) 市町村から子ども・子育て支援法第30条の11 第3項の規定による支払があつたとき(当該支 払の額が入園料等の額より低い額であるときに 限る。)。

(授業料等の減免)

(授業料等の減免)

第4条 知事は、特別の事情のある生徒及び中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額又は入学考査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、 入学考査料、入学料、入学料相当額、授業料、受 講料及び証明事務手数料の徴収に関し必要な事項 は、知事が定める。

第6条 前条の規定により知事が定めるもののほか、 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理 に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学考査料(以下この条において「授業料等」という。)を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、 入学考査料、入学料、入学料相当額、授業料、受 講料及び証明事務手数料並びに入園料及び保育料 の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

第7条 前条の規定により知事が定めるもののほか、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚 園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定め る。

<u>別表第4</u>(第1条関係)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和33年新潟県条例第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改 正 後
 改 正 前

 (趣旨)
 (趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4 条第1項の規定に基づき、県立の高等学校、中等 教育学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医 又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の法 第3条に規定する補償(以下「補償」という。)の 範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な 事項を定めるものとする。

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4 条第1項の規定に基づき、県立の高等学校、中等 教育学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学 校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」とい う。)の法第3条に規定する補償(以下「補償」と いう。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関 し必要な事項を定めるものとする。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第1 条の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

 改
 正
 後

 改
 正
 前

(定義)

- 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

(定義)

- 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
- 2 この条例において、「教育職員」とは、校長<u>(園長を含む。)</u>、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。